

仕 様 書

- 1 件 名 烏城公園高木剪定業務委託
- 2 履 行 場 所 岡山市北区丸の内2丁目3
烏城公園
- 3 履 行 期 間 契約日から令和8年3月13日まで
- 4 業務の目的 烏城公園の高木剪定を行い、岡山城にふさわしい樹木の環境を整備する。
- 5 業務の内容及び方法
 - (1) 剪定対象樹木
別紙剪定対象樹木位置図及び剪定対象樹木リストのとおり。
 - (2) 剪定方法
 - ①対象樹木について、整姿剪定（軽剪定）を行う。特に次の点に留意し行うこと。
 - ・ 枝抜き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。
 - ・ 危険枝や支障枝、病虫害枝、胴吹き枝等の不要枝の除去を行う。
 - ・ 観光客が通行する園路や通路上空に張り出している枝や、建築物に支障を及ぼす恐れのある枝は強めに剪定すること。
 - ②対象樹木について、整枝剪定（基本剪定）を行う。特に次の点に留意し行うこと。
 - ・ 対象樹木は、月見櫓に向けた放水銃の斜線に枝葉が干渉しているため、干渉を解消できるよう剪定を行う。
 - (3) 業務中における安全管理
 - ① 作業中は現場管理者が常時立ち会い、作業全体を監督すること。
 - ② 作業に従事する者は、安全確保のためヘルメットを着用することは必須とする。また、作業に支障のない服装とし、必要に応じて、安全靴、安全帯、保護眼鏡、手袋など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。
 - ③ 史跡地内であり史跡への損傷が無いよう、施工方法等については、監督員と十分協議し、市の方針にそって作業を行うこと。
 - ④ 建物や工作物等の破損を防止する措置をとること。損害を与えた場合は原状復帰を行うこと。
 - ⑤ 岡山城は観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路や道路沿いなどで業務する場合には、安全に配慮したバリケード（例：コーン、侵入防止柵）等を必ず設置すること。
 - (4) 発生材の処分・搬送
 - ① 現場での剪定枝葉等の発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、

適正に処分すること。

- ② 園内に車輛で進入する場合は、遺構・園路・点字ブロック等を損傷しないようゴムマット等を使用すること。
- ③ 剪定枝葉等の発生材は参考としてタマタイ産業株式会社への搬入（リサイクル）を見込んでいる。
- ④ 剪定枝葉等の発生材の運搬に当たっては、落下並びに飛散の防止及び過積載の禁止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

6 提出書類

- ① 委託契約書
- ② 委託業務着手届
- ③ 工程表（委託作業表）
- ④ 業務責任者届
- ⑤ 記録写真
 - ・作業の内容が確認できる全体写真及び部分写真
 - ・剪定する樹木の作業前、作業後がわかるもの
- ⑥ 委託業務完了通知書
- ⑦ その他監督員が必要と認めるもの

7 その他

- ① 作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時とする。時間外（早出、残業）に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を監督員に届出ること。業務が観覧等に支障を来す場合には、監督員と事前に協議のうえ、時間外に行うこと。
- ② 別紙「剪定対象樹木リスト」に記載されている樹木を剪定すること。
- ③ 予め計画されていた作業が観光客の多く集まる行事と重なる場合は、行事を優先し、別日で調整すること。
- ④ 現場作業前に、監督員と現地確認を行うこと。
- ⑤ 現場作業は令和 8 年 3 月 2 日（月）までに全て完了させること。
- ⑥ 委託業務の目的を理解し、作業に当たること。
- ⑦ 委託業務の作業中の事故、その他による一切の損害については、受託者の責任において処理すること。
- ⑧ 来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。万一トラブルがあった場合には対処すること。
- ⑨ 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示のもと処理し復元すること。受託者の故意又は過失により生じた損害は、全て受託者の処理及び負担とする。
- ⑩ 本段・中の段には車両の進入ができないため、ロープクライミングでの作業が必要となる。